

令和 2 年11月30日開会

令和 2 年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

(その 2)

目 次

第 6 号	令和 2 年度徳島県一般会計補正予算（第 7 号）	1 頁
第 7 号	徳島県犯罪被害者等支援条例の制定について	5
第 8 号	知事等の給与に関する条例の一部改正について	11
第 9 号	徳島県長期継続契約に関する条例の一部改正について	13
第 10 号	徳島県行政財産使用料条例の一部改正について	15
第 11 号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する 条例の一部改正について	17
第 12 号	徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について	19
第 13 号	徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	25
第 14 号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について	27
第 15 号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について	31
第 16 号	徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について	33
第 17 号	陸上競技場備品の購入契約について	35
第 18 号	当せん金付証票の発売について	37
第 19 号	徳島県立西部防災館の指定管理者の指定について	39
第 20 号	徳島県立男女共同参画交流センター（ホール、展示ギャラリー等を利用に供する業務等）の 指定管理者の指定について	41
第 21 号	徳島県立男女共同参画交流センター（子育て支援業務）の指定管理者の指定について	43
第 22 号	徳島県郷土文化会館の指定管理者の指定について	45
第 23 号	徳島県立文学書道館の指定管理者の指定について	47
第 24 号	徳島県立産業観光交流センターの指定管理者の指定について	49

第 25 号	徳島県立あすたむらんど	の指定管理者の指定について	51頁
第 26 号	徳島県日峯大神子広域公園等	の指定管理者の指定について	53
第 27 号	徳島県鳴門ウチノ海総合公園等	の指定管理者の指定について	55
第 28 号	新浜町団地県営住宅等	の指定管理者の指定について	57
報告第 1 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について		59
報告第 2 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について		61
報告第 3 号	損害賠償（河川事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について		63
補正予算説明			
1	令和 2 年度徳島県一般会計補正予算（第 7 号）説明書		67
(1)	歳入歳出補正予算（第 7 号）事項別明細書		67
1	総 括		67
2	歳 入		71
3	歳 出		77
(2)	補正予算（第 7 号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書		83
(3)	補正予算（第 7 号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書		87

第 6 号

令和2年度徳島県一般会計補正予算（第7号）

令和2年度徳島県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157,130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ571,097,911千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和2年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 116,351,103	千円 35,630	千円 116,386,733
	2 国庫補助金	82,122,897	35,630	82,158,527
13 繰越金		4,211,698	15,500	4,227,198

	1 繰越金	4,211,698	15,500	4,227,198
15 県債		60,845,000	106,000	60,951,000
	1 県債	60,845,000	106,000	60,951,000
歳入合計		570,940,781	157,130	571,097,911

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 32,996,846	千円 107,630	千円 33,104,476
	1 総務管理費	14,045,335	5,000	14,050,335
	6 防災費	5,512,419	102,630	5,615,049
4 衛生費		47,605,797	10,000	47,615,797
	4 医薬費	26,169,505	10,000	26,179,505
10 教育費		86,823,530	39,500	86,863,030
	5 特別支援学校費	7,660,783	39,500	7,700,283
歳出合計		570,940,781	157,130	571,097,911

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	6 防災費	防災対策指導費	千円 77,000
10 教育費	1 教育総務費	総合教育センター管理運営費	10,638
	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	39,500

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島県立西部防災館の管理運営協定	自 令和3年度 至 令和7年度	144,350千円
徳島県立男女共同参画交流センター（ホール、展示ギャラリー等を利用に供する業務等）の管理運営協定	自 令和3年度 至 令和7年度	178,965千円
徳島県立男女共同参画交流センター（子育て支援業務）の管理運営協定	自 令和3年度 至 令和7年度	46,705千円
徳島県郷土文化会館の管理運営協定	自 令和3年度 至 令和7年度	703,690千円
徳島県立文学書道館の管理運営協定	自 令和3年度 至 令和7年度	854,830千円
徳島県立産業観光交流センターの管理運営協定	自 令和3年度 至 令和7年度	1,365,000千円
徳島県立あすたむらんの管理運営協定	自 令和3年度 至 令和7年度	3,205,320千円

徳島県日峯大神子広域公園等の管理運営協定	自 令和3年度 至 令和7年度	923,600千円
徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の管理運営協定	自 令和3年度 至 令和7年度	634,555千円
新浜町団地県営住宅等の管理運営協定	自 令和3年度 至 令和7年度	81,654千円
特別支援学校施設整備事業設計委託契約	自 令和3年度 至 令和4年度	355,500千円

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別支援学校整備事業	千円 29,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

2 変 更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
防災事業	千円 437,000	千円 514,000
計	60,845,000	60,922,000

第七号

徳島県犯罪被害者等支援条例の制定について

徳島県犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 基本的施策（第十一条―第二十条）

第三章 徳島県犯罪被害者等支援審議会（第二十一条―第二十五条）

附則

第二章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。

四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける他人の言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

五 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。

六 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、被害を受けた直後から必要な支援を適切に受け取ることができるように行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者がそれぞれに担う役割を互いに理解し、相互に連携して推進されるよう行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、犯罪被害者等支援のために必要な事項について情報を共有する等関係する他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（民間支援団体の責務）

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的な支援体制の整備)

第八条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図りながら、協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するものとする。

(推進計画)

第九条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 2 犯罪被害者等支援のための具体的な施策
- 3 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、徳島県犯罪被害者等支援審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第十一条 県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精進している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十二条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十三条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復するとともに、円滑に安心して日常生活を営むことができるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十四条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十五条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅（徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）第二条第一号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十六条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める啓発を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進等)

第十七条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深め、かつ、再被害及び二次被害を防止するため、情報の提供、教育の充実等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、かつ、再被害及び二次被害を防止するための教育の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十八条 県は、犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るため、犯罪被害者等支援の必要性、再被害及び二次被害の防止の重要性等についての研修の実施等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体の活動の促進)

第十九条 県は、民間支援団体の活動の促進に資するため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言等必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十条 県、事業者、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者は、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第三章 徳島県犯罪被害者等支援審議会

(設置)

第二十一条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項のほか、知事の諮問に応じ、犯罪被害者等支援に関する重要事項の調査審議を行わせるため、徳島県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の重要事項に関し必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第二十二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 犯罪被害者等支援に関する事業に従事する者

二 学識経験のある者

三 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第二十三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第二十四条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）

第二十五条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三章及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 知事は、第九条第一項の規定により推進計画を定めようとするときは、この条例の施行の日前においても、同条第三項の規定の例により、審議会の意見を

聴くことができる。

提案理由

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和三十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和二年四月分から令和三年三月分まで」を「令和三年四月分から令和四年三月分まで」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため、令和三年四月から令和四年三月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県長期継続契約に関する条例の一部改正について

徳島県長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例

徳島県長期継続契約に関する条例（平成十七年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

本則中第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号の次に次の三号を加える。

- 十一 歳入の徴収又は収納の事務の委託契約
- 十二 自動車運行の業務の委託契約
- 十三 クリーニングの業務の委託契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県の事務事業における外部委託の進展により、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす契約が増加していることと鑑み、長期継続契約を締結することができる契約の対象を拡大する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県行政財産使用料条例の一部改正について

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

徳島県行政財産使用料条例（昭和三十九年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（二）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第三項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部が改正されたことに鑑み、行政財産の使用料に係る延滞金の割合の特例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第六条第一項」に、「第十七条」を「第十八条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十二号

徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について

徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第一条 県民が木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動(以下「木育」という。)に参加できる場を提供することにより、木育を推進し、森林及び林業に対する理解を深めるとともに、県産材(県内で生産された木材をいう。以下同じ。)の利用を促進するため、徳島県立木のおもちゃ美術館(以下「おもちゃ美術館」という。)を板野郡板野町に設置する。

(業務)

第二条 おもちゃ美術館は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 木育の普及啓発及び県産材の魅力発信を行うこと。
- 二 木育に関する団体等の交流及び連携を促進すること。
- 三 おもちゃ美術館を利用に供すること。
- 四 その他おもちゃ美術館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)におもちゃ美術館の管理を行わせるものとする。

2 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により、知事が前項に規定する指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消し又は停止により指定管理者が行わないこととなった業務は、知事が行うものとする。

(指定管理者が行う業務)

第四条 指定管理者は、次の業務を行うものとする。

- 一 第二条各号に掲げる業務
- 二 おもちゃ美術館の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務
- 三 第七条に規定する利用の許可に関する業務
- 四 第十一条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収に関する業務
- 五 その他おもちゃ美術館の管理に関し知事が必要と認める業務

(休館日)

第五条 おもちゃ美術館の休館日は、八月十二日から同月十五日までを除く期間の水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。

(供用時間)

第六条 おもちゃ美術館の供用時間は、午前九時三十分から午後四時三十分（七月一日から八月三十一日までの期間にあつては、午後五時三十分）までとする。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、同項に規定する供用時間を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第七条 おもちゃ美術館の研修室を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。

(利用の許可の制限)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 三 その他おもちゃ美術館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は研修室の利用の中止を命ずることができる。

- 一 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
 - 二 利用の許可を受けた者が利用の許可に付した条件に違反したとき。
 - 三 利用の許可を受けた者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
 - 四 利用の許可を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 2 指定管理者は、利用の許可を受けた者が前項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。
- (入館の禁止等)

第十条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- 一 泥酔者及び伝染性の疾病にかかっていると認められる者
 - 二 前号に規定する者のほか、おもちゃ美術館内における秩序を乱し、若しくは安全をおびやかす行為又はそのおそれのある行為をする者
 - 三 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した者
- 2 指定管理者は、おもちゃ美術館を利用する者(以下「利用者」という。)が前項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。
- (使用料)

第十一条 おもちゃ美術館(研修室を除く。)を利用する者は、別表第一に掲げる額の使用料を納めなければならない。

- 2 利用の許可を受けた者は、別表第二に掲げる額の使用料を納めなければならない。
 - 3 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
 - 4 使用料の徴収の時期及び方法その他使用料に関し必要な事項は、規則で定める。
- (損害の賠償)

第十二条 利用者は、おもちゃ美術館の施設等を毀損し、又は亡失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、当該毀損又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、おもちゃ美術館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例(平成十三年徳島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、四季彩館」を削る。

別表第一多目的ホールの項を削り、同表備考を次のように改める。

備考

- 「一日」とは、午前九時三十分から供用時間の終了時刻までの間をいう。
- 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合のイベント広場の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、同表の使用料の額に五を乗じて得た額とする。

別表第二その一の表カレイドシアターの項を削る。

別表第一 (第十一条関係)

区 分	単 位	使 用 料 の 額			
		個 人	団 体		
おもちゃ美術館(研修室を除く。)	子ども	一人	一日	三〇〇円	二四〇円
		一人	年間券	一年	二、一〇〇円
	一般	一人	一日	八〇〇円	六四〇円
		一人	年間券	一年	五、六〇〇円

備考

- 「子ども」とは小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは子ども以外の者(学齢に達しない者を除く。)をいう。
- 「一日」とは、供用時間の開始時刻から終了時刻までの間をいう。
- 「団体」とは、二十人以上をいう。
- 「年間券」とは、知事が発行する、当該発行の日から一年の期間内においておもちゃ美術館(研修室を除く。)を、供用時間内に利用回数に制限なく

利用することができる券をいう。

別表第二（第十一条関係）

区 分	単 位	使 用 料 の 額
研修室	午前	一、三〇〇円
	午後	一、八二〇円

備考

- 1 「午前」とは午前九時三十分から正午までの間を、「午後」とは午後一時から供用時間の終了時刻までの間をいう。
- 2 午前から午後まで引き続き利用する場合の使用料の額は、三千百二十円とする。
- 3 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の使用料の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた使用料の額又は同項に規定する使用料の額に五を乗じて得た額とする。

提案理由

県民が木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動に参加できる場を提供することにより、木育を推進し、森林及び林業に対する理解を深めるとともに、県産材の利用を促進するため、徳島県立木のおもちゃ美術館を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十三号

徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

徳島県津田第一貯木場	徳島市津田海岸町地先水面
徳島県津田第二貯木場	同

を

徳島県津田貯木場	徳島市津田海岸町地先水面
----------	--------------

に改める。

第六条の表中

徳島県津田第一貯木場
徳島県津田第二貯木場

を

徳島県津田貯木場

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

徳島県津田第二貯木場の区域における公有水面埋立てがしゅん工することに伴い、同貯木場を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十四号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十二条並びに」を「第四十二条」に改め、「昭和四十六年法律第七十七号」の下に「。以下「給特法」という。」を、「第六条第一項及び第三項」の下に「並びに給特法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第一項」を加える。

第七条第一項中「次項において」を「以下」に改め、同項第一号中「の休日」の下に「（以下「休日」と総称する。）」を加え、同項第二号中「前号に掲げる日」を「休日」に改める。

第八条中「市町村の教育委員会」の下に「。以下「教育委員会」という。」を加える。

第九条中「徳島県教育委員会（県費負担教職員にあつては、その者の属する市町村の教育委員会）」を「教育委員会」に改め、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条に規定する」を削り、同条を第十一条とする。

第八条の次に次の二条を加える。

（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第九条 教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要があるものについては、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条第一項の規定により教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間（以下「長

- 期休業期間等」という。)において当該義務教育諸学校等の教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間条例第二条及び第三条の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、対象期間(その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第二条第一項から第三項までの規定により定められた勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下同じ。)として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が同条第一項から第三項までの規定により定められた勤務時間となるよう勤務時間を割り振らなければならない。
- 3 第一項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる義務教育諸学校等の教育職員の範囲
 - 二 対象期間
 - 三 対象期間の起算日
 - 四 対象期間を設定することができる期間の範囲
 - 五 特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。)
 - 六 前号の特定期間の起算日
 - 七 対象期間における勤務日(勤務時間を割り振る日をいう。以下同じ。)及び当該勤務日ごとの勤務時間(次項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間(以下「最初の期間」という。)における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間)
- 4 教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。
- 5 教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。
- 6 教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則(令和二年文部科学省令第二十六号。以下「給特法施行規則」という。)第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針(給特法第七条第一項に規定する指針をいう。以下同じ。)に定める措置を講ずるものとする。

(勤務することを要しない時間の指定)

第十条 教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であつて、対象期間中に、その対象となつた義務教育諸学校等の教育職員又は当該義務教育諸学校等の教育職員の所属する学校について、給特法施行規則第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針に定める措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなることが明らかとなつた場合において、当該措置を講ずることができなくなつた日又は講ずることができなくなることが明らかとなつた日以降において四週間を超えない期間につき一週間当たり勤務時間条例第二条第一項から第三項までの規定により定められた勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときは、当該義務教育諸学校等の教育職員に対して、前条第一項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち休日及び代休日（勤務時間条例第九条第一項に規定する代休日をいう。）を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を人事委員会規則に定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該義務教育諸学校等の教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を一週間当たり勤務時間条例第二条第一項から第三項までの規定により定められた勤務時間とするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された義務教育諸学校等の教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第一項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は時間外勤務とみなし、当該時間に勤務することを当該義務教育諸学校等の教育職員に命ずるときは、第七条第二項各号に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるとされたことに伴い、本県の教育職員についても当該変形労働時間制を実施できるようにするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十五号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

表徳島県徳島中央警察署の項中「中洲町一丁目」を「徳島町一丁目」に改める。

附 則

この条例は、令和三年三月一日から施行する。

提案理由

徳島県徳島中央警察署の新庁舎がしゅん工することに伴い、その位置を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十六号

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例（昭和四十三年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（ \square に、「の規定により告示された割合」を \square に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第二項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部が改正されたことに鑑み、工業用水の料金に係る延滞金の割合の特例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 17 号

陸上競技場備品の購入契約について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

令和 2 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	物	件	名	陸上競技場備品			
2	納		期	徳島県議会の議決のあった日から令和3年2月26日まで			
3	契	約	金	額	109,912,000円		
4	契	約	の	方	法	一般競争入札	
5	契	約	の	相	手	方	徳島市北島田町一丁目52-3 ハイムオアシス1階T2号 エーススポーツ 代 表 岸 義 典

提案理由

物品の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により，令和3年度中において証票を次のとおり発売することができる。

令和2年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について，当せん金付証票法第4条の規定により，その限度額について議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 19 号

徳島県立西部防災館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立西部防災館 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 三好郡東みよし町中庄276番地1
四国開発土木株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

徳島県立男女共同参画交流センター（ホール、展示ギャラリー等を利用に供する業務等）の
指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立男女共同参画交流センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市山城町東浜傍示1番地1
一般財団法人 徳島県観光協会 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

徳島県立男女共同参画交流センター（子育て支援業務）の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立男女共同参画交流センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市昭和町三丁目35番地1
公益財団法人 徳島県勤労者福祉ネットワーク |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 22 号

徳島県郷土文化会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県郷土文化会館 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市藍場町二丁目14番地
公益財団法人 徳島県文化振興財団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 23 号

徳島県立文学書道館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立文学書道館 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市藍場町二丁目14番地
公益財団法人 徳島県文化振興財団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 24 号

徳島県立産業観光交流センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立産業観光交流センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市山城町東浜傍示1番地1
一般財団法人 徳島県観光協会 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 25 号

徳島県立あすたむらんの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立あすたむらんど |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬34番地8
株式会社 ネオビエント |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 26 号

徳島県日峯大神子広域公園等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県日峯大神子広域公園，徳島県文化の森総合公園，徳島県新町川公園及び徳島県蔵本公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市川内町平石住吉209番地5
公益財団法人 徳島県建設技術センター |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 27 号

徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|----------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県鳴門ウチノ海総合公園及び徳島県鳴門総合運動公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
鳴門市 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 28 号

新浜町団地県営住宅等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 2 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 新浜町団地県営住宅及び大麻団地県営住宅 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市川内町平石住吉209番地 5
徳島県住宅供給公社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
ただし、新浜町団地県営住宅については、令和3年4月1日から令和4年10月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
阿南市在住 1名	円 59,862	令和2年6月30日	阿南市地内	令和2年10月21日
阿南市在住 1名	167,324	令和2年7月30日	名西郡神山町地内	令和2年10月21日
徳島市在住 2名	115,863	令和元年12月27日	小松島市地内	令和2年10月22日
徳島市在住 1名	78,276	令和2年8月30日	徳島市地内	令和2年10月22日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
那賀郡那賀町在住 1名	円 394,000	令和2年7月7日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	令和2年10月23日
鳴門市在住 1名	244,000	令和2年7月11日	鳴門市地内 (県道鳴門池田線)	令和2年10月23日
三好郡東みよし町所在 1法人	334,000	令和2年8月12日	三好郡東みよし町地内 (県道三加茂東祖谷山線)	令和2年10月23日
阿南市在住 1名	138,000	令和2年8月14日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和2年10月23日

報告第3号

損害賠償（河川事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

河川事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡藍住町在住 1名	円 46,046	令和2年6月30日	徳島市地内 (一級河川吉野川水系鮎喰川)	令和2年10月15日

補 正 予 算 説 明 書

令和2年度徳島県一般会計補正予算（第7号）説明書

歳入歳出補正予算（第7号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	77,500,000	—	77,500,000	—
02 地方消費税清算金	30,800,000	—	30,800,000	—
03 地方譲与税	14,900,000	—	14,900,000	—
04 地方特例交付金	335,000	—	335,000	—
05 地方交付税	149,500,000	—	149,500,000	—
06 交通安全対策特別交付金	204,000	—	204,000	—
07 分担金及び負担金	1,137,455	—	1,137,455	—
08 使用料及び手数料	6,072,073	—	6,072,073	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	116,351,103	35,630	116,386,733	71
10 財産収入	992,732	—	992,732	—
11 寄附金	421,636	—	421,636	—
12 繰入金	86,436,139	—	86,436,139	—
13 繰越金	4,211,698	15,500	4,227,198	73
14 諸収入	21,233,945	—	21,233,945	—
15 県債	60,845,000	106,000	60,951,000	75
歳入合計	570,940,781	157,130	571,097,911	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	1,019,735	—	1,019,735				—	
02 総 務 費	32,996,846	107,630	33,104,476	25,630	77,000		5,000	77
03 民 生 費	74,965,033	—	74,965,033					—
04 衛 生 費	47,605,797	10,000	47,615,797	10,000				79
05 労 働 費	5,200,936	—	5,200,936					—
06 農 林 水 産 業 費	35,214,460	—	35,214,460					—
07 商 工 費	83,066,313	—	83,066,313					—
08 土 木 費	61,507,657	—	61,507,657					—
09 警 察 費	24,729,285	—	24,729,285					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	86,823,530	39,500	86,863,030		29,000		10,500	81
11 災害復旧費	13,865,550	—	13,865,550					—
12 公債費	71,733,189	—	71,733,189					—
13 諸支出金	31,952,450	—	31,952,450					—
14 予備費	260,000	—	260,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 15,500	△15,500	—
歳出合計	570,940,781	157,130	571,097,911	35,630	106,000	15,500	0	—

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費国庫補助金	7,047,564	25,630	7,073,194	03 防 災 費 国 庫 補 助 金	25,630	防災対策指導費 (10/10) 25,630
03 衛生費国庫補助金	22,203,050	10,000	22,213,050	04 医 薬 費 国 庫 補 助 金	10,000	医療施設等設備整備費 (10/10) 10,000
計	82,122,897	35,630	82,158,527			

(款) 13 繰越金

(項) 01 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 繰越金	4,211,698	15,500	4,227,198	01 繰越金	15,500	
計	4,211,698	15,500	4,227,198			

(款) 15 県 債
(項) 01 県 債

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務債	2,704,000	77,000	2,781,000	04 防災費債	77,000	防災対策指導費 77,000
09 教育債	4,892,000	29,000	4,921,000	05 特別支援債	29,000	特別支援学校施設整備事業費 29,000
計	60,845,000	106,000	60,951,000			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 01 総 務 管 理 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
07 会計管理費	152,011	5,000	157,011				5,000	12 委 託 料	5,000	1 出納事務費 5,000
計	14,045,335	5,000	14,050,335				5,000			

(項) 06 防 災 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
01 防災総務費	5,399,869	102,630	5,502,499	25,630	77,000			12 委託料	77,000	1 防災対策指導費 102,630
								17 備品購入費	25,630	
計	5,512,419	102,630	5,615,049	25,630	77,000					

(款) 04 衛 生 費

(項) 04 医 薬 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 医 務 費	24,554,339	10,000	24,564,339	10,000				18 負担金、補助 及び交付金	10,000	1 医療衛生費 災害時歯科保健医療提供体制整備事業費 補助金 10,000
計	26,169,505	10,000	26,179,505	10,000						

(款) 10 教 育 費

(項) 05 特別支援学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 学校建設費	93,630	39,500	133,130		29,000		10,500	12 委 託 料	39,500	1 特別支援学校施設整備事業費 39,500
計	7,660,783	39,500	7,700,283		29,000		10,500			

補正予算（第7号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立西部防災館の管理運営協定	千円 144,350		千円	自 令和3年度 至 令和7年度	千円 144,350	千円	千円	千円 14,685	千円 129,665
徳島県立男女共同参画交流センター （ホール、展示ギャラリー等を利用に 供する業務等）の管理運営協定	178,965			自 令和3年度 至 令和7年度	178,965			26,195	152,770
徳島県立男女共同参画交流センター （子育て支援業務）の管理運営協定	46,705			自 令和3年度 至 令和7年度	46,705				46,705
徳島県郷土文化会館の管理運営協定	703,690			自 令和3年度 至 令和7年度	703,690			1,115	702,575

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国支出金	地 方 債	そ の 他		
徳島県立文学書道館の管理運営協定	千円 854,830		千円	自 令和3年度 至 令和7年度	千円 854,830	千円	千円	千円	千円 19,535	千円 835,295
徳島県立産業観光交流センターの管理 運営協定	1,365,000			自 令和3年度 至 令和7年度	1,365,000				732,530	632,470
徳島県立あすたむらんど の管理運営協定	3,205,320			自 令和3年度 至 令和7年度	3,205,320				408,975	2,796,345
徳島県日峯大神子広域公園等の管理運 営協定	923,600			自 令和3年度 至 令和7年度	923,600				292,420	631,180
徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の管理 運営協定	634,555			自 令和3年度 至 令和7年度	634,555				136,195	498,360

新浜町団地県営住宅等の管理運営協定	81,654			自 令和3年度 至 令和7年度	81,654				81,654
特別支援学校施設整備事業設計委託契約	355,500			自 令和3年度 至 令和4年度	355,500		265,000		90,500

補正予算（第7号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
1 普 通 債	千円 474,045,544	千円 65,500,000	千円 106,000	千円 65,606,000	千円 39,442,874	千円 39,442,874	千円 500,102,670	千円 106,000	千円 500,208,670	
(3) 教 育	40,276,631	6,042,000	29,000	6,071,000	2,217,766	2,217,766	44,100,865	29,000	44,129,865	
(9) 総 務	52,807,456	3,059,000	77,000	3,136,000	3,283,701	3,283,701	52,582,755	77,000	52,659,755	
合 計	804,861,369	83,968,000	106,000	84,074,000	64,203,000	64,203,000	824,626,369	106,000	824,732,369	

